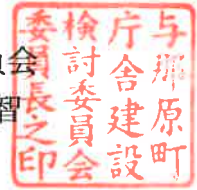


答 申 第 5 号
平成 30 年 12 月 17 日

与那原町長 照 屋 勉 殿

与那原町庁舎建設検討委員会
委員長 山 田 義 智



与那原町役場新庁舎の建設について（答申）

平成 30 年 10 月 19 日付け諮問第 5 号で諮問がありました、与那原町庁舎建設検討委員会規則第 2 条に規定する庁舎建設に係る事項について、近隣市町村への視察研修も含めて慎重に審議を重ねてまいりました。その結果を下記のとおり意見を附して答申いたします。

1. 町民が利用する共有スペースについて

新庁舎建設の基本理念を基に協働・連携し、みらいへつながる庁舎の核となる行政、町民、企業が共に考え協力し合える環境として、町民・各種団体が利用できる共有スペースを整備して頂きたい。これは、必要な価値ある情報を行政、町民、企業が積極的に発信し、受け取ることのできるスペースとして、また、地域コミュニティの充実や多様な交流が生まれる開かれた空間として計画されることを期待します。

共有スペースの配置等については、事務局が提示した案で適当と判断されるが、町民ギャラリーの規模が過剰であるため、その一部を執務室等で利用するなど必要な機能は維持しつつも最適な規模に留めながら整備して頂きたい。

また、共有スペースの活用については、町自らが様々なイベント等を開催するなど利用者呼び込む積極的な活用を検討し、町民、各種団体、企業等が利用したくなる仕組み作りも合わせて検討して頂きたい。

2. 町民ホールについて

町民ホールは、交流の舞台であり健康づくりの源になる施設となります。これまで与那原町にはなかった交流機能と健康づくり機能を併せ持つ施設として大きな期待が寄せられます。町民や職員、利用される方々がともに使いやすい「ひと・行政・文化」の一体的な繋がりを持たせた、行政機能の充実も図られる様々な付加価値を生む交流拠点施設となるように整備して頂きたい。

町民ホールの内覧については、事務局の提案どおり明るく、開放的で多目的に使用できる空間としながらも必要に応じて光量を調節できる等の工夫がある施設として整備して頂きたい。

町民ホールの活用方針については、現状の用途と同様の活用を図りながらも、これまで以上に様々な場面で活用されるよう整備して頂きたい。

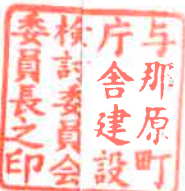
町民ホールの規模については、事務局が示した提案の座席数、規模を基準に移動観覧席とスタッキングチェアを併用した設備も合わせて整備して頂きたい。

3. バリアフリーについて

公共施設として高齢者や様々な障害を持つ方々はもとより、幼児を連れた親や妊婦の方など、来庁される全ての方が、わかりやすく・安全で・快適に利用することができる施設になるよう整備して頂きたい。

ユニバーサルデザインを基本とした、移動が少ない明快な動線計画、親切でわかりやすいサイン・誘導計画等に配慮することは当然ながら、沖縄県の「福祉のまちづくり条例及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に基づく計画の適合認定に加え、さらに与那原らしい優しさを感じられる施設として計画して頂きたい。

バリアフリーについては、本委員会でも具体的な意見が提案されましたので、下記について十分に反映されるよう要望いたします。



記

【庁舎内部】

- (1) 蹴上の高さを抑え、踏面を大きくした利用者に優しい階段。
- (2) ユニバーサルデザインに対応した衛生設備機器やプライバシーに配慮した擬音機器の設置。
- (3) ストレッチャー等に対応したエレベーター機の設置。
- (4) 強風時の挟み込みなど安全面を考慮したドア等の建具選定。
- (5) 利用者がわかりやすい位置に用意した貸し出し用車椅子の設置。
- (6) 来庁者が一目で行きたい課がわかるサイン表示、直感的に理解できるサイン表示、イメージしやすい目的別のサイン表示。

【庁舎外部】

- (1) 通路幅を沖縄県の「福祉のまちづくり条例」の基準以上に確保した優しい通路。
- (2) エントランス入口部の強風対策。
- (3) 滑りにくく、車輪や杖などが落ち込まない排水溝蓋。
- (4) 利用者の動線上には、できる限り排水溝を設けることのない設計計画。
- (5) コミュニティバス等のソフト面のサービスにも対応した外構計画。
- (6) 駐停車しやすい駐車スペースの配置。
- (7) 屋根付きで建物へアプローチできる「思いやり駐車場」の設置。